

学号外  
令和4年2月14日

各私立学校設置者  
各私立学校長  
(幼・小・中・高・特・専・各)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合  
の対応等について

このことについて、別添のとおり岩手県教育委員会事務局から通知がありましたので、  
お知らせします。

つきましては、学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルス感染が確認され、保健所から濃厚接触者の特定について要請があった場合には、下記のとおり御協力をお願いいたします。

各私立学校設置者及び各私立学校長におかれましては、引き続き、地域や学校の実情  
に応じた適切な対応を講じていただくようお願いいたします。

記

1 濃厚接触者の特定等について

- (1) 学校は、別添「学校における濃厚接触者の候補となる範囲」により、濃厚接触者の候補者リストを作成し、速やかに保健所へ報告する。
- (2) 保健所は、当該リストを基に濃厚接触者を決定する。
- (3) 学校は、濃厚接触者等との連絡調整など、保健所の調査や検査等に協力する。
- (4) 濃厚接触者と特定されなかつた児童生徒等に、発熱や呼吸器症状等の症状が現れた場合は、速やかに医療機関を受診するよう促すこと。

2 臨時休業等の措置について

- (1) 児童生徒等の感染が確認された場合、直ちに臨時休業を行うのではなく、感染者の学校内での活動状況を踏まえ、保健所に臨時休業の実施の必要性について相談すること。
- (2) 学校内で感染が広がっている可能性が高い場合などには、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、保健所等と相談の上、学級単位や学年単位など必要な範囲で臨時休業とすることが考えられること。
- (3) 地域一斉の臨時休業は、子どもの健やかな学びの保障や心身への影響、学童期の子供がいる医療従事者等の負担等の観点も考慮し、慎重に検討すること。

【担当】私学振興担当 桜

電話：019-629-5041 FAX：019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp